

議案第27号	三田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
人事課	消防部門における救急火災出動体制の確保と災害の初動体制の確立、東分署の体制整備・充実に伴う定員を確保するため、消防職の定数を改定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【趣 旨】 平成24年度以降の定員管理について、簡素で効率的で効果的な行政運営体制を整備するとともに、多様な行政需要への対応と適切な市民サービスを提供できる体制の確保を基本としつつ、本市の財政状況及び課題となっている行政ノウハウの継承と職員の年齢構成を念頭に置きながら、平成23年10月に平成24年4月1日から平成28年4月1日までの第2次定員適正化計画を策定した。

その中で消防職については、「消防部門における救急火災出動体制の確保と災害の初動体制の確立、東分署の体制整備・充実に伴う定員を確保する。」（三田市第2次定員適正化計画抜粋）とし、平成28年4月1日に職員数を115人とするため、現在の定数101人から整合を図る。

【内 容】 ●消防機関の職員数（第2条第1項第8号関係）

消防機関の職員 101人を115人に変更する。

	年度	H23	H28
消防職	退職		6
	採用		21
	差引		15
	実職員数	100	115

【施行期日】 平成24年4月1日